

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年6月8日(月)午後3時から午後3時30分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 (16名)

1番 林 喜太郎 委員	2番 及 川 正 義 委員
3番 金 杉 勝 城 委員	4番 布 施 陽 子 委員
5番 高 品 文 敬 委員	6番 椎 名 寛 委員
7番 布 施 行 雄 委員	8番 小 林 須美子 委員
9番 太 田 憲 一 委員	10番 大 木 武 一 委員
11番 鈴 木 茂 委員	12番 佐 藤 正 剛 委員
13番 石 田 利 之 委員	14番 安 藤 幸 春 委員
15番 穴 澤 久 男 委員	17番 渡 邊 弘 仁 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (12名)

18番 伊 藤 輝 夫 委員	19番 秋 山 菊 次 委員
20番 布 施 利 雄 委員	21番 加 瀬 安 男 委員
22番 並 木 昭 男 委員	23番 鎌 形 豊 委員
24番 山 崎 幸 治 委員	25番 塚 本 繁 雄 委員
26番 木 原 正 勝 委員	27番 江波戸 和 男 委員
28番 寺 本 利 幸 委員	29番 石 橋 誠 委員

4 欠席委員

(1) 農業委員 (1名)

16番 伊 藤 栄 治 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 3件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局) 事務局員 3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和2年6月農業委員会定例総会を開会いたします。
本日は、伊藤会長が欠席のため、佐藤会長職務代理から御挨拶をお願いします。

佐藤会長職務代理

委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますが、会長欠席のため農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、以降の議事進行は佐藤会長職務代理にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、17番渡邊弘仁委員、1番林喜太郎委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の議案書を御覧ください。番号1番から3番までは、所有権移転に関する件であります。番号4番は、利用権設定に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から4番までを議案書を基に朗読】

番号1番から4番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

1 番 　番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

3 番 　番号4番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

議 長 　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい
ませんか。

（質問、意見なし）

議 長 　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切
ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請
について」、採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め
ます。

（挙手全員）

議 長 　挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 　次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定に
ついて」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 　それでは、議案第2号の議案書を御覧ください。

【議案第2号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番について、貸駐車場用地として畑411㎡に計画するものです。
農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

9 番 番号1番について、申請地を大型トラック2台と乗用車4台、計6台分の貸駐車場用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。なお、本件には始末書が添付されています。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号1番から3番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、店舗用地として田165㎡を譲り受け、計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、住宅及び賃貸住宅用地として田670㎡を譲り受け、計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、30台分の駐車場用地として畑901㎡を譲り受け、計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 　　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

6 番 　　番号1番について、申請地に美容室を開業するための店舗を建築しようとするものです。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

1 番 　　番号2番について、現在、申請者は実家で家族7人で生活しておりますが、子の成長に伴い手狭となったことから、申請地に申請者夫婦と子2人が生活するための住宅の建築と、併せて賃貸住宅1棟の建築をしようとするものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

3 番 　　番号3番について、譲受人は申請地の隣接地で保育園の運営をしております。現在、職員の通勤用及び保護者が園児の送迎や運動会など園の行事の際に利用する駐車場が不足しているため、申請地を30台分の駐車場として利用しようとするものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。なお、本件には始末書が添付されています。

議 長 　　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議 長 　　議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　　御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 　　挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	3件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。
これをもちまして、令和2年6月8日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。